

平成 23 年度税制改正による

「きんじがねとう金地金等じょうとの譲渡たいかの対価しはらいちようしよせいどにかかる支払調書制度」対応について

平成 23 年度税制改正により、「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」が創設されました。

◆「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」の概要

平成 24 年 1 月 1 日以降、お客様が金地等を売却される場合、その支払い対価が 200 万円を超えるものについて、「支払調書」を作成の上、税務署へ提出することが義務付けられました。

◆よくある質問

Q1. 支払調書の対象となる貴金属はなんですか？

金地金、プラチナ地金、金貨、プラチナコインです。

金地金やプラチナ地金とは 99.99 刻印の入ったインゴットだけではなく、純金や純プラチナに近い品位の塊状のものや金・プラチナ材料の端材なども該当しますのでご注意ください。

銀地金、パラジウム地金や貴金属ジュエリーや仏具などの製品の売却は対象外です。

Q2. 取引金額に関係なく全ての取引が支払調書として税務署に提出されるのですか？

1 回の取引が 200 万円を超えるものが対象となります。

Q3. 200 万円とは税抜金額ですか？

税込金額で 200 万円を超えるものが対象となります。

Q4. 会社で売買した場合はどうなりますか？

「支払調書」の提出義務の対象者は個人となっています。法人の場合には税務署に「支払調書」の提出は行いません。

Q5. 支払調書の記載事項は何ですか？

お客様の「住所」、「氏名」、「個人番号(マイナンバー)」、「金地金等の種類」、「重量」、「数量」、「支払金額」、「支払確定日」が記載されます。お取引後、必要に応じてマイナンバーご提示のお願いをしております。